

令和 8 年 3 月 6 日

返戻金について

当社の紹介により採用された求職者が、入社後、自己都合により退職した場合、又は紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の割合により算出した金額を返戻いたします。ただし、求職者に対する処遇、労働条件等が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職、又は求人者の責に帰すべき事由による退職の場合は、この限りではありません。

記

1. 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合

退職時期	返戻金の割合
入社 1 か月以内に退職の場合	受取済み紹介手数料の 90%
入社 3 か月以内に退職の場合	受取済み紹介手数料の 50%
入社 6 か月以内に退職の場合	受取済み紹介手数料の 10%
入社 6 か月経過後	返戻なし

2. 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合

退職時期	返戻金の割合
入社 1 か月以内に退職の場合	受取済み紹介手数料の 90%
入社 3 か月以内に退職の場合	受取済み紹介手数料の 50%
入社 3 か月経過後	返戻なし

* 紹介手数料の返戻は、退職の事実について求人者から書面による通知を受け、当社がこれを確認した日から 30 営業日以内に行います。

以上

許可番号 1 3 - ユ - 3 0 9 6 8 0
東京都中央区日本橋茅場町
1 丁目 13 番 13 号
F P サービス株式会社